

第2章 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

総務大臣は、事業法に基づき、接続協定等に関する協議命令、接続協定等の細目の裁定、土地等の使用に関する協議認可・裁定、業務改善命令等を行う際は、放送法に基づき、地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定を行う際には、委員会に諮問しなければならないこととされており、委員会はこれを受けて審議・答申を行う。

委員会の審議・答申は、総務大臣が命令、裁定等を行う際の一連の手続の中に組み込まれているものであることから、本章においては、命令、裁定等の手続全体について説明することとする。

第1節 電気通信事業法関係

1 接続協定等に関する協議命令

(1) 趣旨

協議命令制度は、電気通信事業者間において協議が不調又は不能である場合に、総務大臣が協議の開始・再開を命ずる制度である。

(2) 対象となる場合

総務大臣の協議命令は、次の①から④までの協定又は契約の締結について「締結を申し入れたにもかかわらず相手方がその協議に応じない場合」又は「協議を開始したものの協議が調わない場合」に申し立てることができる（事業法第35条第1項及び第2項並びに第38条第1項（事業法第39条で準用。))。

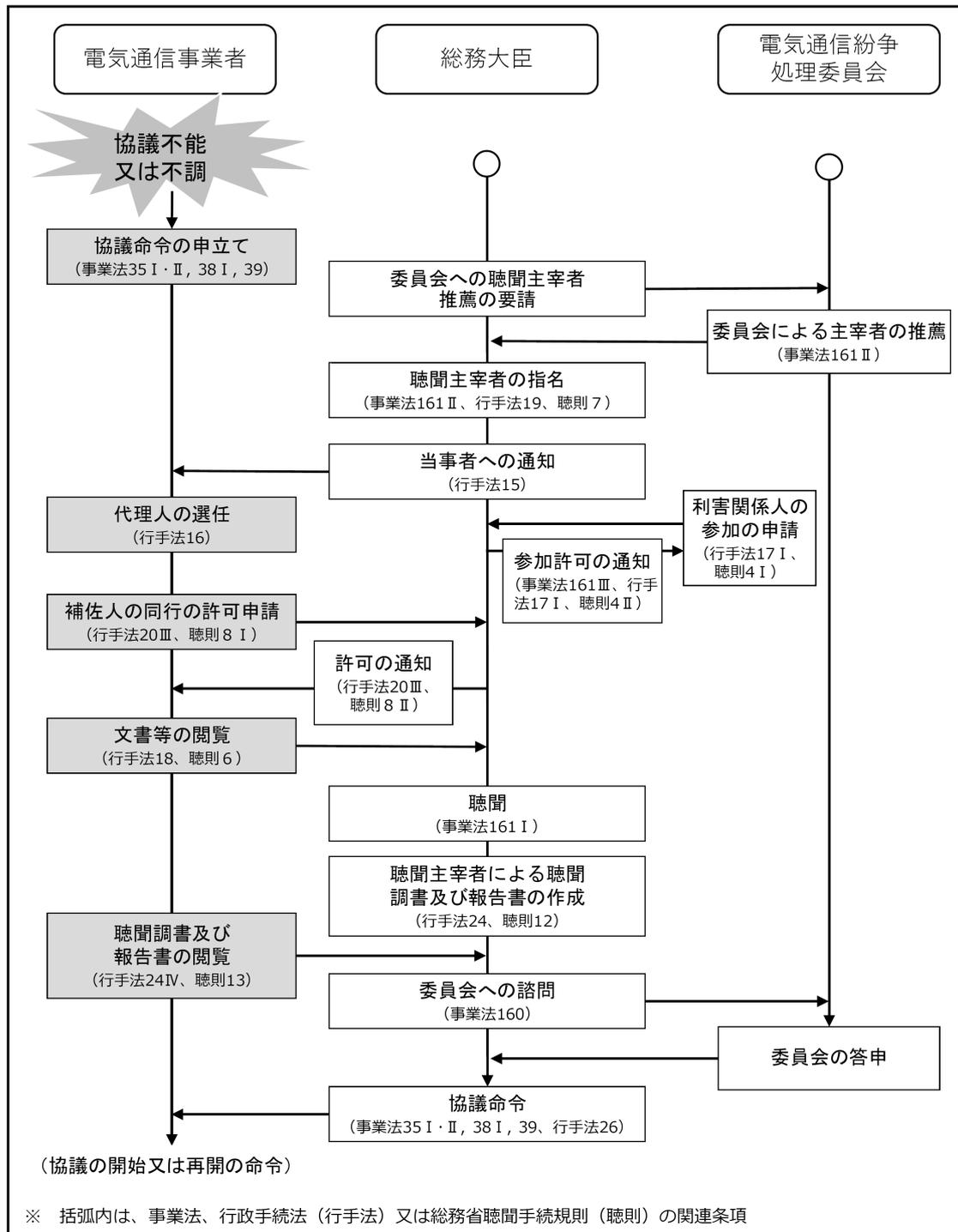
- ① 電気通信設備の接続に関する協定
- ② 電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定
- ③ 特定卸電気通信役務¹⁰の提供に関する契約
- ④ 卸電気通信役務の提供に関する契約

¹⁰ 特定電気通信役務とは、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう（事業法第38条の2第2項）。具体的には、FTTHアクセスサービス、携帯電話（3.9・4G、5G対応のものに限る。）、全国BWAアクセスサービス（同左）等が該当する。

(3) 手続

接続協定等に関する協議命令の手続の概要は、図表16のとおりである。

図表16 接続協定等に関する協議命令の手続の概要



ア 申立て

(ア) 申立書の提出

命令を申立てしようとする電気通信事業者は、申立書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第23条の14、第25条の3及び第25条の9）。

なお、申立書の様式は、事業法施行規則の様式第17の5、様式17の6、様式第18の3、様式第19の2及び様式19の3に定められており、それぞれ図表17（様式第17の5）、図表18（様式第17の6）、図表19（様式第18の3）、図表20（様式第19の2）及び図表21（様式第19の3）のとおりである。

(イ) 申立ての窓口

申立ては総務大臣に対して行うが、具体的な申立書の提出先は、総務省総合通信基盤局料金サービス課又はデータ通信課となっている。

申立ては、このほか、申立てをしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うこともできる（事業法施行規則第69条第1項）。

この場合の具体的な申立書の提出先は、総合通信局については情報通信部電気通信事業課、沖縄総合通信事務所については情報通信課電気通信事業担当となっている。

図表 1 7 接続協定に関する命令申立書

様式第17の5(第23条の14関係)

接続協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

電気通信設備の接続に関する協議が 不 調 のため、電気通信事業法第35条第1項の規
定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
接続しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表 18 接続・共用 協定に関する命令申立書

様式第17の6(第23条の14、第25条の3関係)

接続
共用 協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

電気通信設備の 接続 に関する協議が 不調 のため、電気通信事業法
共用 不能

第35条第2
項
第38条第1
項

の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該接続又は共用が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表 19 共用協定に関する命令申立書

様式第18の3(第25条の3関係)

共用協定に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議が ^{不調} _{不能} のため、電気通信事業法第38
条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
共用しようとする電気通信設備設置用工作物	
締結又は変更しようとする協定の概要	
予定する協定の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該共用が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表 2 0 特定卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

様式第19の2（第25条の9関係）

特定卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

特定卸電気通信役務の提供に係る協議が 不調
不能 のため、電気通信事業法第39条において準用する

同法第35条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
締結又は変更しようとする契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表 2 1 卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

様式第19の3 (第25条の9関係)

卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

卸電気通信役務の提供に係る協議が 不調 のため、電気通信事業法第39条において準用する同法
不能

第38条第1項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
締結又は変更しようとする契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	
当該卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために必要であり、かつ、適切であると認められる理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

イ 総務大臣による聴聞

総務大臣は、協議命令をしようとするときは、その名あて人たるべき当事者から聴聞を行う（事業法第161条第1項）。

(ア) 主宰者の指名

総務大臣は、委員会がその委員のうちから推薦をした者を聴聞の主宰者として指名する（事業法第161条第2項、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第19条第1項、総務省聴聞手続規則（平成12年総理府/郵政省/自治省令第3号。以下「聴聞規則」という。）第7条第1項）。

(イ) 当事者への通知

総務大臣は、聴聞の主宰者を指名した後に、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、聴聞の名あて人となるべき当事者に対し、次の事項を書面で通知する（行手法第15条第1項）。

- ① 予定される命令の内容及び根拠となる法令の条項
- ② 命令の原因となる事実
- ③ 聴聞の期日及び場所
- ④ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

上記の書面では、次の事項が教示される（行手法第15条第2項）。

- ① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができること。
- ② 聴聞が終結する時までの間、当該命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

(ウ) 関係人の参加

当該命令につき利害関係を有するものと認められる関係人は、主宰者の許可を受けた上で聴聞に参加することができる（行手法第17条第1項）。関係人は、その氏名、住所及び当該聴聞に係る命令につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出する（聴聞規則第4条第1項）。主宰者は、利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可し（事業法第161条第3項）、速やかに、その旨を当該申請者に通知する（聴聞規則第4条第2項）。

(エ) 代理人の選任

当事者及び参加人（主宰者の許可を受けて聴聞に参加する関係人）は、聴聞手続に当たって代理人を選任し、聴聞に関する一切の行為をさせることができる。代理人の資格は、書面により証明されなければならない（行手法第16条第1項、第2項及び第3項並びに第17条第2項及び第3項）。

(オ) 補佐人の同行の許可

当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭する際に補佐人を同行させることについて、主宰者の許可を得ることを要する。許可の申請は、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出して行う（行手法第20条第3項、聴聞規則第8条第1項本文）。

なお、主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当事者又は参加人に通知する（聴聞規則第8条第2項）。

(カ) 参考人の参加

主宰者は、必要に応じて、学識経験者等を参考人として、聴聞に関する手続に参加することを求めることができる（聴聞規則第5条）。

(キ) 資料の閲覧

当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人は、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を聴聞の通知があった日から聴聞当日まで求めることができる。この場合において、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない（行手法第18条、聴聞規則第6条第1項）。

(ク) 聴聞の開催

主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる（行手法第20条第5項）。

最初の聴聞の期日の冒頭において、総務省の職員は、協議命令の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実等を説明する（行手法第20条第1項）。

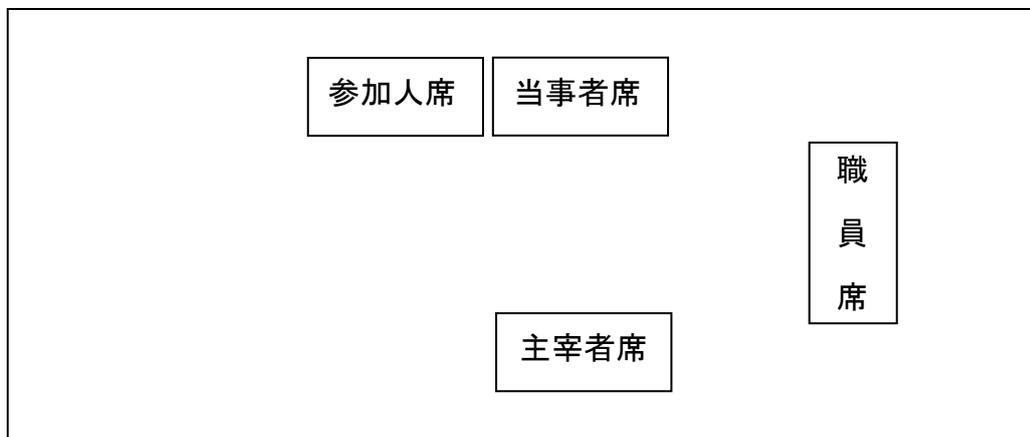
当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、並びに主宰者の許可を得て総務省の職員に質問することができる（行手法第20条第2項）。

主宰者は、必要に応じて当事者若しくは参加人に質問を行い、意見の陳述や証拠書類又は証拠物の提出を促し、又は総務省の職員に対し説明を求めることができる（行手法第20条第4項）。

当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を主宰者に対し提出することができる（行手法第21条第1項）。

また、主宰者は、聴聞の期日の出頭者の求めに応じて、これら提出されたものを当該出頭者に示すことができる（行手法第21条第2項）。

図表22 聴聞の際の座席配置例



(ケ) 聴聞審理の非公開

聴聞の期日における審理は、総務大臣が公開することを相当と認めるときを除き、非公開となる（行手法第20条第6項）。公開の場合には、総務大臣は、聴聞の期日及び場所を公示し、当事者、参加人及び参考人に対し、その旨を通知する（聴聞規則第10条）。

(コ) 聴聞の終結

主宰者は、聴聞期日の審理の後、必要に応じて新たな期日を定めて聴聞を続行することができる（行手法第22条第1項）。

当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類若しくは証拠物を提出しない場合又は参加人が聴聞の期日に出頭しない場合には、主宰者は、改めて当事者又は参加人に意見陳述等の機会を与えることなく、聴聞を終結することができる（行手法第23条第1項）。

また、当事者が聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類若

しくは証拠物を提出しない場合において、当事者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、当事者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類又は証拠物の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる（行手法第23条第2項）。

主宰者は、聴聞終了後、調書（期日ごとに審理の経過を記載し、当事者及び参加人の陳述の要旨を説明したもの）及び報告書（協議命令の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載したもの）を総務大臣に対して提出する（行手法第24条第1項及び第3項、聴聞規則第12条）。

当事者又は参加人は、この調書及び報告書の閲覧を求めることができる（行手法第24条第4項、聴聞規則第13条）。

ウ 委員会の審議と答申

総務大臣は、協議命令について委員会に諮問しなければならない（事業法第160条第1号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、協議命令について総務大臣に答申を行う。

エ 総務大臣の協議命令

委員会の答申を受けた総務大臣は、聴聞の調書の内容及び報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌し、対象となる協定等の種類に応じ、次の要件を充たす場合に命令を行う。ただし、当事者から仲裁の申請がされているときは、命令は行われぬ（事業法第35条第1項及び第2項、第38条第1項並びに第39条、行手法第26条）。

(ア) 他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備との接続に関する協定

総務大臣は、当該協定について、次の①から④のいずれかの場合に該当すると認めるときを除き、協議の開始又は再開を命ずる。

- ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第32条第1号）。
- ② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがある

とき（事業法第32条第2号）。

- ③ 当該接続を請求した電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第1号）。
- ④ 当該接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第2号）。

(イ) 特定卸電気通信役務の提供に関する契約

総務大臣は、当該契約について、当該特定卸電気通信役務の提供を拒む正当な理由があると認めるときを除き、協議の開始又は再開を命ずる（事業法第35条第1項（事業法第39条で準用。））。

(ウ) (ア)以外の電気通信設備の接続に関する協定、電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約

総務大臣は、当該接続、共用又は提供が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認めるときは、協議の開始又は再開を命ずることができる（事業法第35条第2項及び第38条第1項（事業法第39条で準用。））。

これらの処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求をすることができる。

2 接続協定等に関する細目の裁定

(1) 趣旨

細目裁定制度は、電気通信事業者間における接続等に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、接続等の条件、その他協定又は契約の細目について協議が不調の場合において、当事者の一方から申請があったときに、総務大臣がこれを裁定し、その定めるところに従い、当事者間に協議が調ったものとみなす制度である。

(2) 対象となる場合

総務大臣の細目の裁定は、次の①から③までの事項に関して、「当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、接続・共用・提供の条件、その他協定又は契約の細目について協議が調わないとき」に申請することができる（事業法第35条第3項及び第4項（事業法第38条第2項及び第39条で準用。))。

- ① 電気通信設備との接続
- ② 電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用
- ③ 卸電気通信役務の提供

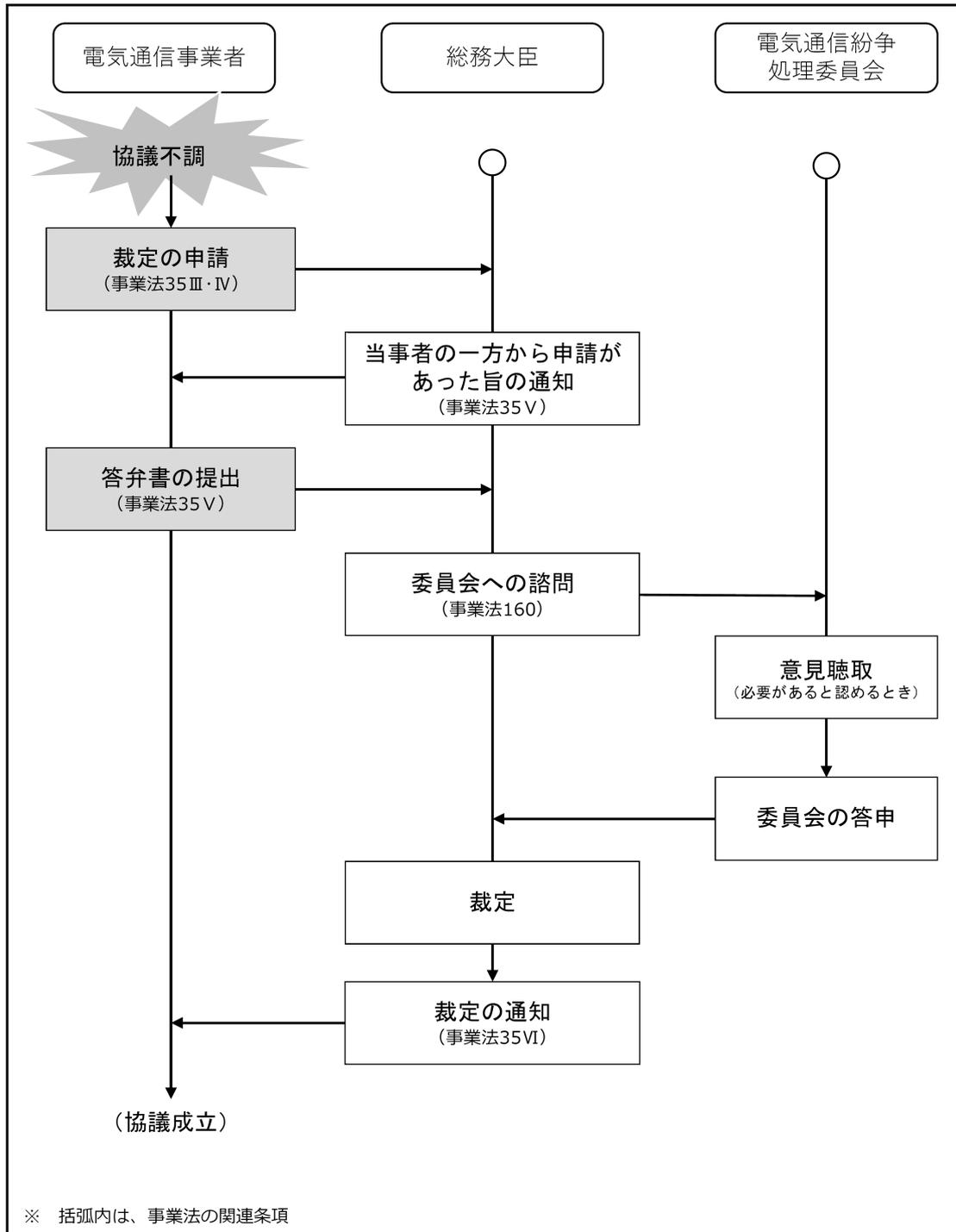
ただし、当事者が仲裁の申請をした後は、申請することができない（事業法第35条第3項ただし書（事業法第38条第2項及び第39条で準用。))。

なお、申請に先立って協議命令の手続がとられている必要はない。

(3) 手続

接続協定等に関する細目の裁定の手続の概要は、図表23のとおりである。

図表23 接続協定等に関する細目の裁定の手続の概要



ア 申請

(ア) 申請書の提出

裁定を申請しようとする電気通信事業者は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第23条の15、第25条の4及び第25条の8）。

なお、申請書の様式は、事業法施行規則の様式第17の7、様式第18の4及び様式第19に定められており、それぞれ図表24（様式第17の7）、図表25（様式第18の4）及び図表26（様式第19）のとおりである。

(イ) 申請の窓口

申請は、総務大臣に対して行うが、具体的な申請書の提出先は、総務省総合通信基盤局料金サービス課又はデータ通信課となっている。

申請は、このほか、申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うこともできる（事業法施行規則第69条第1項）。

この場合の具体的な申立書の提出先は、総合通信局については情報通信部電気通信事業課、沖縄総合通信事務所については情報通信課電気通信事業担当となっている。

図表 2 4 接続協定・共用協定に関する裁定申請書

様式第17の7(第23条の15、第25条の4関係)

接続
共用 協定裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

電気通信設備の 接続
共用 に関する協議が不調のため、電気通信事業法(注1)の規定によ
り、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
接続又は共用しようとする電気通信設備	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
接続又は共用命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注1 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

- (1) 第35条第3項
 - (2) 第35条第4項
 - (3) 第38条第2項において準用する同法第35条第3項
 - (4) 第38条第2項において準用する同法第35条第4項
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表 2 5 共用協定に関する裁定申立書

様式第18の4(第25条の4関係)

共用協定裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議が不調のため、電気通信事業法(注1)の規
定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
共用しようとする電気通信設備設置用工作物	
裁定を求める事項	
予定する協定の期間	
協議の不調の理由及び協議の経過	
共用命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注1 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

(1) 第38条第2項において準用する同法第35条第3項

(2) 第38条第2項において準用する同法第35条第4項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

図表 2 6 卸電気通信役務の提供に係る裁定申請書

様式第19(第25条の8関係)

卸電気通信役務の提供に係る裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

卸電気通信役務の提供に係る協議が不調のため、電気通信事業法第39条において準用す
る同法 第35条第3 項
第35条第4 項 の規定により、次のとおり裁定を申請します。
項

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
裁定を求める事項	
協議の不調の理由及び協議の経過	
卸電気通信役務の提供に関する命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

イ 他方当事者への通知及び答弁書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、他方当事者となる電気通信事業者に裁定の申請があった旨の通知を行う。通知を受けた当事者は、総務大臣の指定した期間内に、一方当事者が裁定を求めた事項に関する自らの答弁を記載した答弁書（様式適宜）を提出することができる（事業法第35条第5項（事業法第38条第2項及び第39条で準用。））。

ウ 委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について委員会に諮問しなければならない（事業法第160条第1号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

エ 総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は裁定を行う。総務大臣は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を当事者に通知する（事業法第35条第6項（事業法第38条第2項及び第39条で準用。））。

この処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求をすることができる。

ただし、上記裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額については、当事者間の利害に関わる争いを中心であって、行政機関を訴訟に参加させる必要性が必ずしも大きくなく、むしろ当事者間で全面的かつ最終的な解決を図ることが妥当であるため、その金額に不服のある者は、その裁定があったことを知った日から6月以内に、他の当事者を被告とした訴え（当事者訴訟）をもってその金額の増減を請求することとしている（事業法第35条第8項及び第9項（事業法第38条第2項及び第39条で準用。））。

また、上記の趣旨から、行政内部で判断するよりも裁判所の判断に委ねることが合理的であるため、上記裁定についての審査請求においては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができないとしている（事業法第35条第10項（事業法第38条

第2項及び第39条で準用。))。

3 土地等の使用に関する協議認可

(1) 趣旨

事業法には、事業用の線路設置を円滑に実現するために、他人の土地や工作物の使用に関する規定(事業法第128条から第143条まで)が設けられている。これらの規定の運用に当たっては、土地・工作物の所有者・使用者の私権を制限することになり、認定電気通信事業者¹¹と土地・工作物の所有者・使用者との間で紛争が想定されることから、その解決のために協議認可及び裁定の制度が設けられている。

他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物(以下「土地等」という。)の使用に係る協議認可制度は、認定電気通信事業者がその事業に用いる線路及び空中線並びにこれらの附属設備(以下「線路」と総称する。)の設置を円滑に実現するため、土地等の使用権の設定に関する協議又はその期間を延長するための協議を求める手続を定めるものである。

なお、空中線のうち、主として一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は建物内(以下「構内等」という。)にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限り、この手続の対象に含めることとされた(事業法第128条第1項)。

土地等の使用権の内容は、土地等の所有者・使用者との協議又は総務大臣の裁定において確定することになる。

本来、土地等の使用は、私法上の契約により賃借権等を設定することにより行うべきものであるが、認定電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致すること、線路の設置に当たり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、また、多数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法(昭和26年法律

¹¹ 認定電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者であって、他人の土地や工作物の使用に関する事業法の規定の適用を受けるため、総務大臣から認定を受けた者のこと(事業法第117条第1項、第120条第1項)。

なお、認定は、次の①から③のいずれにも適合しているときでなければしてはならないとされている(事業法第119条)。

① 申請に係る電気通信事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

② 申請に係る電気通信事業の計画が確実かつ合理的であること。

③ 申請に係る電気通信事業を営むために必要とされる事業法第9条の登録若しくは第13条第1項の変更登録を受け、又は第16条第1項、第4項(同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第5項の届出をしていること。

第219号)の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、他方、土地等の使用を認めても、電柱等の占有面積が小さいことから、生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されて、簡便な制度が設けられているものである。

したがって、私法上の契約により賃借権等を設定することにより土地等を使用することができない場合に限って、この手続がとられることになる。

(2) 対象となる土地等の利用

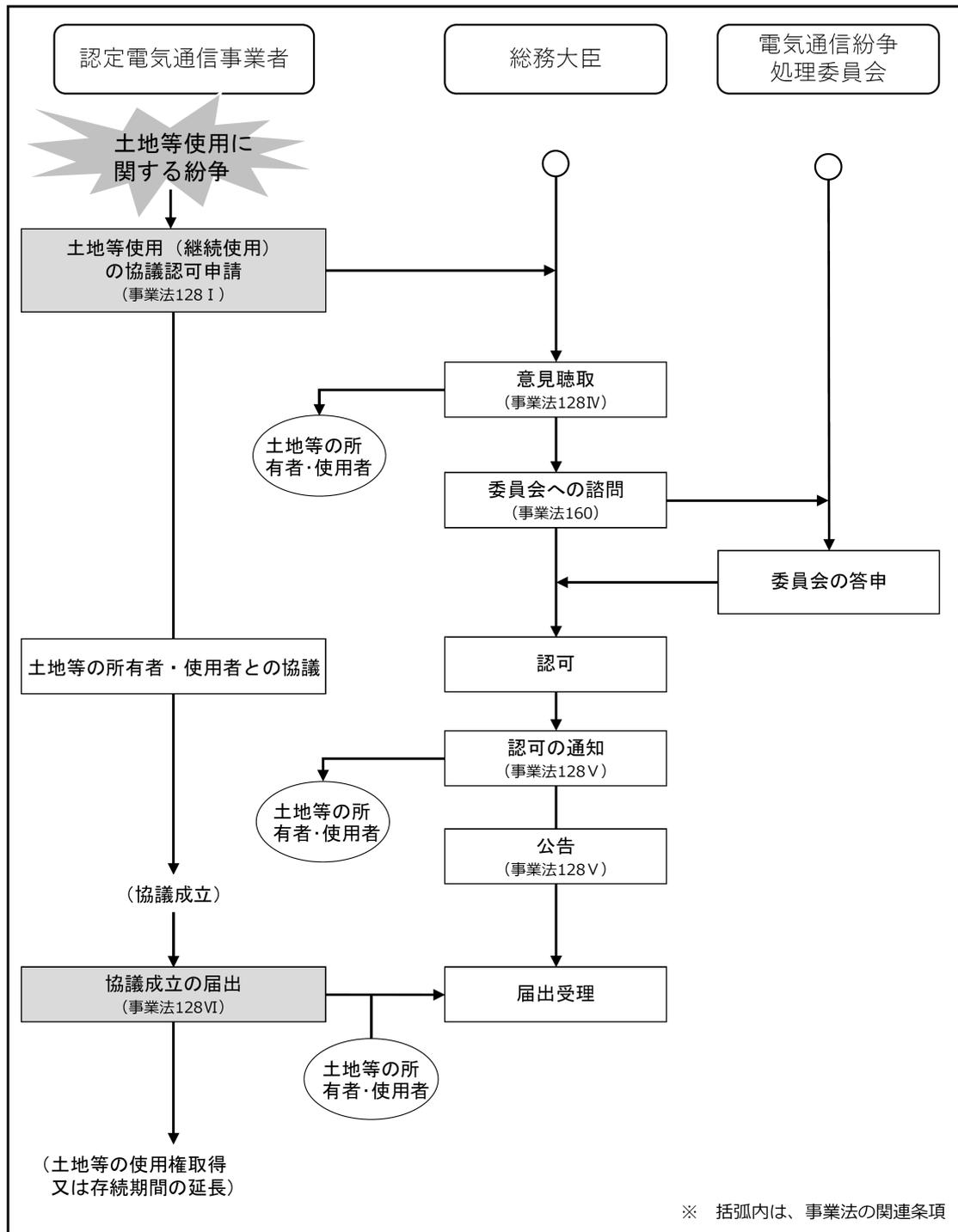
総務大臣の協議認可は、認定電気通信事業者が、隔地者間の通信のための線路を設置するために土地等(次の①～⑧を除く。)を利用することについて申請することができる(事業法第128条第1項、事業法施行令第6条)。

- ① 行政財産(国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条第2項、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第3項)
- ② 公共空地(港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項第1号)
- ③ 道路及び道路予定区域(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項及び第91条第2項)
- ④ 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項及び第33条第4項)
- ⑤ 河川区域及び河川予定地内の土地(河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項及び第56条第1項)
- ⑥ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年6月23日条約第7号)第2条第1項の施設及び区域
- ⑦ 国有財産法第3条第3項に規定する普通財産であって、地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの(②～⑥に該当するものを除く。)
- ⑧ 地方自治法第238条第4項に規定する普通財産であって、国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため国又は当該他の地方公共団体に貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させているもの(②～⑥に該当するものを除く。)

(3) 手続

土地等の使用に関する協議認可の手続の概要は、図表27のとおりである。

図表27 土地等の使用に関する協議認可の手続の概要



ア 申請

(ア) 申請書の提出

申請しようとする認定電気通信事業者は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第41条及び様式第39）。

なお、申請書の様式は図表28のとおりである。

(イ) 申請の窓口

申請は、総務大臣に対して行うが、具体的な申請書の提出先は、総務省総合通信基盤局基盤整備促進課となっている。

図表 2 8 土地等の使用に関する認可申請書

様式第 39 (第 41 条関係)

土地等 使 用 認可申請書
継続使用

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏
名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担
当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第128条第1項の規定により、土地等の使用の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者)の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- 3 使用開始の時期
- 4 線路の位置、種類及び数
- 5 土地等の 使 用 の認可を申請する理由
継続使用
- 6 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

イ 総務大臣による意見聴取

総務大臣は、認可の申請があった場合で必要があると認めるときには、土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について認可申請があった場合は、行政財産等の管理者等を含む。）から意見を聴取する（事業法第128条第4項）。

ウ 委員会の審議と答申

総務大臣は、協議認可について委員会に諮問しなければならない（事業法第160条第1号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、協議認可について総務大臣に答申を行う。

エ 総務大臣の認可

委員会の答申を受けた総務大臣は、認定電気通信事業者がその土地等を利用することが必要かつ適当であり、認定電気通信事業者が土地等の所有者・使用者による利用を著しく妨げない限度においてその土地等を使用する場合に、公益性と土地等の所有者・使用者の受忍限度とを比較衡量して認可を行う（事業法第128条第1項及び第2項）。

特に、電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者（以下「設備保有者」という。）の所有する電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔¹²等の使用に関しては、設備保有者による当該設備の利用を著しく妨げ得ることを理由に貸与を拒否できる場合が、次のとおり列挙されている（公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成13年4月1日策定）（以下「使用指針」という。）第3条）。

- ① 申請者が使用を希望する区間又は場所に現に空きが無い場合
- ② 設備保有者が5年以内にその設備をすべて使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合
- ③ 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合
- ④ 電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その地中化の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されてい

¹² 鉄塔（空中線を設置するために使用することができる設備）については、電気通信事業者が所有している場合に限り使用指針の対象となる（使用指針第1条第3項）。

る場合

- ⑤ 事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
- ⑥ 事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- ⑦ 事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合
- ⑧ ⑥のほか、事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- ⑨ その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれ強い場合

協議認可によって設定される使用权は、次のようなものになる。

- ① 他の法律によって土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等では当該事業のための利用が優先される（事業法第128条第2項）。
- ② 工作物については、線路の支持のための利用の場合に限られる（事業法第128条第2項）。
- ③ 存続期間は15年（地下工作物（地下ケーブル、管路、とう道、マンホール、ハンドホール等）又は鉄鋼若しくはコンクリート造りの地上工作物の設置のためのもの場合は50年）。ただし、協議又は裁定によってこれより短い期間とすることもできる（事業法第128条第3項）。

総務大臣は、認可を行ったときは、土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について認可を行った場合は、行政財産等の管理者等を含む。）にその旨を通知し、公告する（事業法第128条第5項）。

この処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求をすることができる。

オ 協議の成立

認可の後、協議が成立したときは、当事者である認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者は、図表29の様式により、協議において定めた事項を総務大臣に届け出る（事業法第128条第6項、事業法施行規則第42条及び様式第40）。

具体的な届出書の提出先は、総務省総合通信基盤局基盤整備促進課となっている。

届出があったときは、その届出の内容に従い、認定電気通信事業者は、土地等の使用権を取得し、又は使用権の存続期間が延長される（事業法第128条第7項）。

なお、認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者は、合意により使用権を消滅させた場合は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届けなければならない（事業法第128条第8項）。

図表 2 9 土地等の使用の協議成立届出書

様式第40(第42条関係)

土地等 使用
継続使用 の協議成立届出書

年 月 日

総務大臣 殿

認定電気通信事業者

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等
を使用する者があるときは、その者及び所有者)

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)

年 月 日認可があつた土地等の 使 用
継続使用 について、下記のとおり、協議
が成立したので、電気通信事業法第128条第6項の規定により、届け出ます。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 使用開始の時期及び使用期間
- 3 線路の位置、種類及び数
- 4 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

4 土地等の使用に関する裁定

(1) 趣旨

土地等の使用に係る裁定制度は、協議認可を受けて協議を行っても協議が不調又は不能の場合に、使用権の内容を総務大臣が裁定することにより、迅速に確定させる制度である。

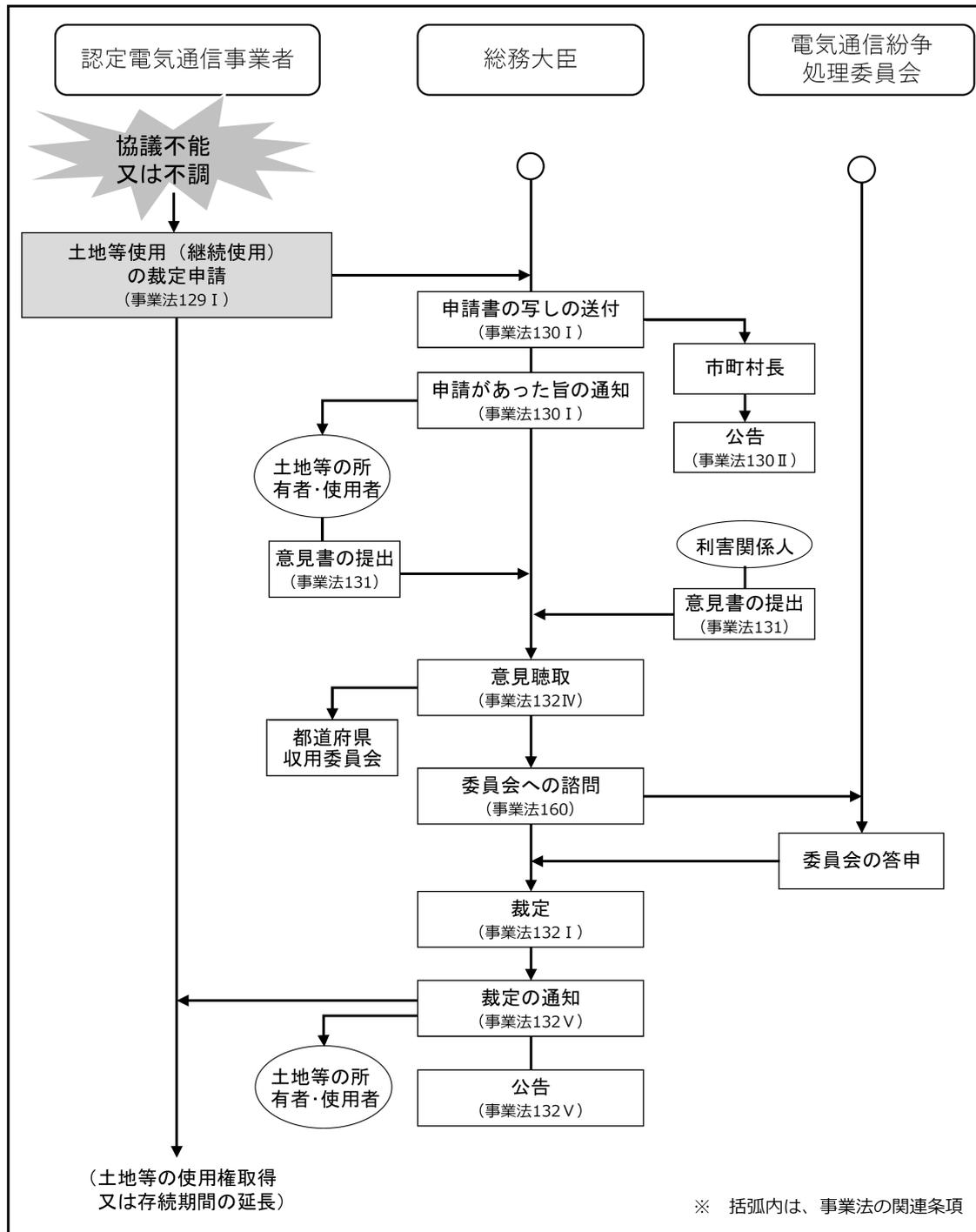
(2) 対象となる場合

認定電気通信事業者は、協議認可を受けて協議を行っても土地等の所有者・使用者との間で使用権についての協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、協議認可から3月以内に総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第129条第1項）。

(3) 手続

土地等の使用に関する裁定の手続の概要は、図表30のとおりである。

図表30 土地等の使用に関する裁定の手続の概要



ア 申請

(ア) 申請書の提出

裁定を申請しようとする認定電気通信事業者は、申請書の正本1通、副本1通（使用しようとする土地等が2以上の市町村等（特別区、政令指定都市の区を含む。）にまたがる場合には、その数と同数通。）に必要事項を記載して、工事計画書及び工事計画を表示する図面をそれぞれに添えて（使用権存続期間延長の場合には、添付不要）提出しなければならない（事業法施行規則第43条、第47条の2及び様式第41）。

なお、申請書の様式は図表31のとおりである。

認定電気通信事業者は、使用権の存続期間の延長について裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地等を使用することができる（事業法第129条第2項）。

(イ) 申請の窓口

申請書は、総務大臣に対して行うが、具体的な申請書の提出先は総務省総合通信基盤局基盤整備促進課となっている。

図表 3 1 土地等の使用に関する裁定申請書

様式第41(第43条関係)

土地等 使 用 裁定申請書
継続使用

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

年 月 日認可があつた土地等の使用について、協議が 不調 不能 のため、電気
通信事業法第129条第1項の規定に基づき下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 土地等の所有者(所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その
者及び所有者)の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- 3 使用開始の時期及び使用期間
- 4 線路の位置、種類及び数
- 5 協議の不調又は不能の理由
- 6 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

イ 意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、3日以内に、申請書の写しを当該市町村長等に送付するとともに、土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について裁定申請があった場合は、行政財産等の管理者等を含む。）に裁定の申請があった旨の通知を行う（事業法第130条第1項）。

市町村長等は、総務大臣から申請書の写しを受け取ったときは、3日以内にその旨を公告し、公告の日から1週間、送付された写しを公衆の縦覧に供する（事業法第130条第2項）。

また、市町村長等は、公告をしたときは、公告の日を総務大臣に報告する（事業法第130条第3項）。

土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について裁定申請があった場合は、行政財産等の管理者等を含む。）その他利害関係人は、上記公告の日から10日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる（事業法第131条）。

ウ 都道府県収用委員会からの意見聴取

総務大臣は、土地等の使用権の対価の額、対価の支払の時期及び方法について、都道府県の収用委員会から意見聴取を行う（事業法第132条第4項）。

エ 委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について、委員会に諮問しなければならない（事業法第160条第1号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

オ 総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は、次の事項について裁定を行い、遅滞なく、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者に通知し、公告する（事業法第132条第1項、第2項及び第5項）。

① 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

- ② 線路の種類及び数
- ③ 使用開始の時期
- ④ 使用権の存続期間を定めたときは、その期間（設備保有者の設備については原則として5年間とする（使用指針第4条。））
- ⑤ 対価の額並びにその支払の時期及び方法

なお、対価の額については、次の基準により決定することとされている（事業法第132条第4項、事業法施行令第8条及び別表第1）。

- ① 山林については、次のとおり。

種類	単位	金額（年額）
裸線又は被覆線	本柱1本ごとに	1,210円
ケーブル	本柱1本ごとに	870円

- ② 山林以外の土地については、次のとおり。

種類	単位	金額（年額）				
		田	畑	塩田	宅地	その他
本柱	木柱(H柱又は人形柱を除く。)、コンクリート柱若しくは鉄柱1本又は鉄塔の使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
	H柱又は人形柱1本ごとに	3,740円	3,460円	720円	3,000円	360円
支線又は支柱	1本ごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
附属設備	線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石1本ごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円
	ハンドホール又はマンホール1個ごとに	3,740円	3,460円	720円	3,000円	360円
その他の設備	使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,870円	1,730円	360円	1,500円	180円

③ 土地に定着する工作物については、次のとおり。

ア) 建物等

線路を支持する場所1箇所ごとに 年額1,500円

イ) 電柱・管路等（使用指針第6条第1項及び第2項並びに別表）

設備保有者の設備については、設備使用料の原価は、原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとなっている。

なお、上記設備保有者が当該設備使用料の実際の算定に当たって次式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により設備使用料を算定している場合には当該方法によるものとなっている。

- 1 $A = (B_x + C) \times (D_z / D_x) \times F$
- 2 $A = (B_x + C) \times (E_z / E_x) \times F$
- 3 $A = (B_x + C) \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y) \times F$
- 4 $A = \{B_z + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 5 $A = \{B_z + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 6 $A = \{B_z + C \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y)\} \times F$
- 7 $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 8 $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 9 $A = \{B_y + C \times (E_y / E_x)\} \times (D_z / D_y) \times F$

注1 上記の記号の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- A 設備使用料
- B_x 保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額
- B_y 一定地域におけるすべての同種設備に係る減価償却費の総額
- B_z 提供する設備に係る減価償却費
- C 保有するすべての同種設備に係る原価の額のうち、保有するすべての同種設備に係る減価償却費の総額を除いた額
- D_x 保有するすべての同種設備の総量
- D_y 一定地域におけるすべての同種設備の総量
- D_z 提供する設備の量
- E_x 保有するすべての同種設備の価額の総額
- E_y 一定地域におけるすべての同種設備の価額の総額
- E_z 提供する設備の価額
- F 提供する設備のうち提供に係る部分の占有率

注2 設備の価額については、再調達価額（設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額）、取得価額又は正味価額（取得価額から減価償却費累計額を減じて得た価額）のいずれかを採用することができる。

注3 原価、減価償却費、再調達価額、取得価額、正味価額等については、必要に応じて近似値を採用することができる。（例えば、1年を超える期間中、一律の設備使用料を設定することとする場合は、減価償却費等について、合理的な将来の予測に基づく当該期間中の平均値の近似値を採用することができる。）

この処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求をすることができる。

ただし、上記裁定のうち対価の額については、当事者間の利害に関わる争いが中心であって、行政機関を訴訟に参加させる必要性が必ずしも大きくなく、むしろ当事者間で全面的かつ最終的な解決を図ることが妥当であるた

め、その額に不服のある者は、その裁定があったことを知った日から6月以内に、他の当事者を被告とした訴え（当事者訴訟）をもってその額の増減を請求することとしている（事業法第35条第8項及び第9項（事業法第132条第8項で準用。))。

また、上記の趣旨から、行政内部で判断するよりも裁判所の判断に委ねることが合理的であるため、上記裁定についての審査請求においては、対価の額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができないとしている（事業法第35条第10項（事業法第132条第8項で準用。))。

5 線路の移転その他支障の除去に関する裁定

(1) 趣旨

使用権に基づいて線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地等の所有者・使用者は、認定電気通信事業者に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができ（事業法第138条第1項）、認定電気通信事業者は、請求された措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同措置を行わなければならないとされている（事業法第138条第2項）。

支障の除去に関する裁定制度は、この認定電気通信事業者の支障の除去に必要な措置について、当事者間で協議が不調又は不能の場合に、支障の除去に必要な措置を総務大臣が裁定し、それに従い、認定電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間に協議が調ったものとみなすことによって、迅速に解決するものである。

(2) 対象となる場合

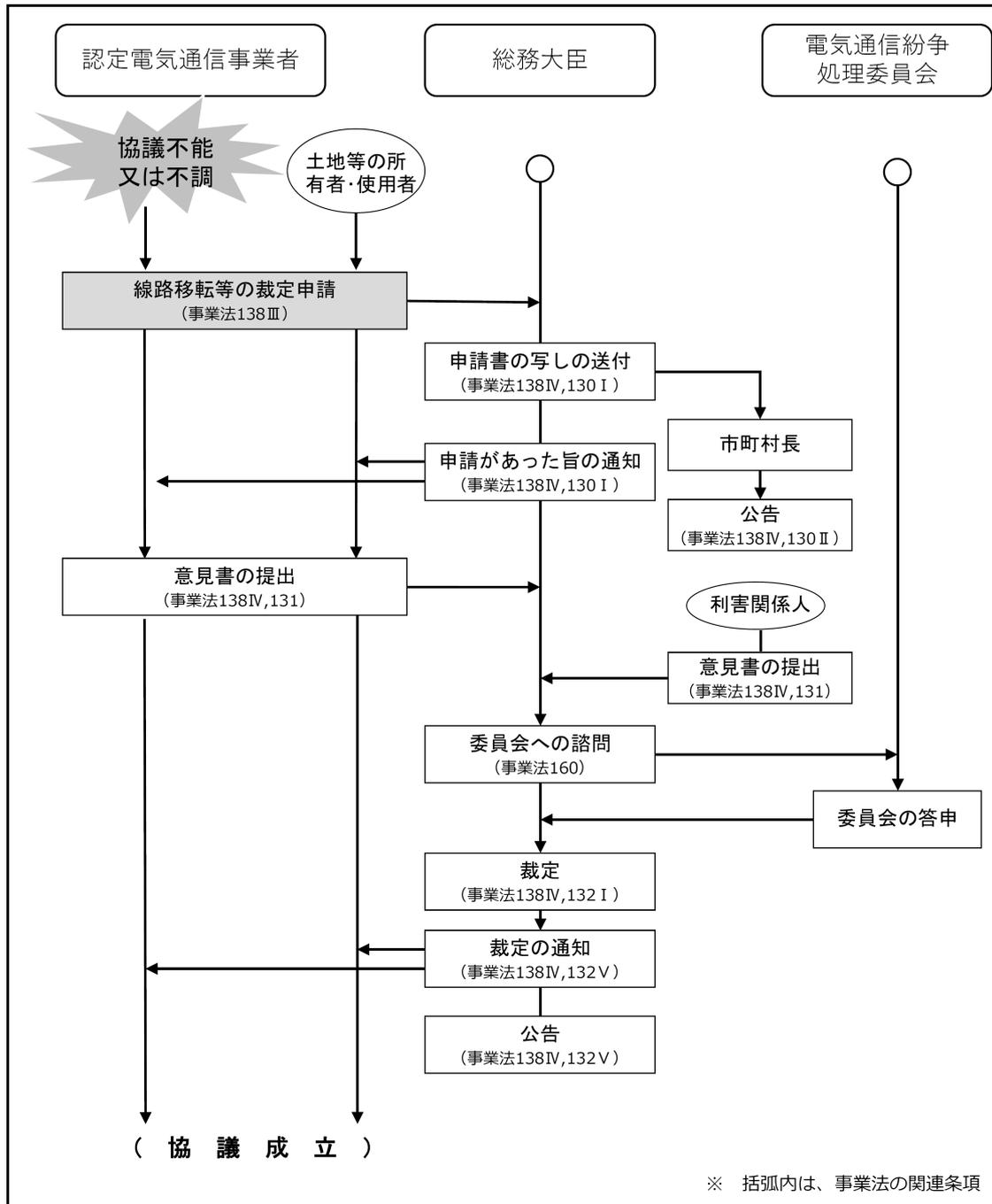
認定電気通信事業者又は土地等の所有者・使用者は、次の要件をともに満たす場合に、総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第138条第3項）。

- ① 協議認可を受けて使用権の設定された土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、当該使用権に基づいて設置されている線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったとき。
- ② その支障の除去に必要な措置について、認定電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間の協議が調わないとき、又は協議をすることができないとき。

(3) 手続

線路移転等に関する裁定の手続の概要は、図表32のとおりである。

図表32 線路移転等に関する裁定の手続の概要



ア 申請

(ア) 申請書の提出

裁定を申請しようとする者は、申請書正本1通、副本1通（使用しようとする土地等が2以上の市町村等（特別区、政令指定都市の区を含む。）にまたがる場合には、その数と同数通。）に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第47条、第47条の2及び様式第45）。

なお、申請書の様式は図表33のとおりである。

(イ) 申請の窓口

申請書は、総務大臣に対して行うが、具体的な申請書の提出先は、総務省総合通信基盤局基盤整備促進課となっている。

図表 3 3 線路移転等裁定申請書

様式第45(第47条関係)

線路移転等裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

線路の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が 不調 のため、電気通信事
業法第138条第3項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。
不能

記

- 1 土地の種類及び所在地
- 2 相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- 3 線路の位置、種類及び数
- 4 支障の除去を必要とする理由
- 5 支障の除去に必要な措置の概要及び時期
- 6 支障の除去に要する費用及びその内訳
- 7 費用の分担区分に関する意見及びその理由
- 8 協議の不調又は不能の理由
- 9 その他参考となる事項

注1 申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの1人を代表者とし、その旨を記載すること。

2 「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

イ 意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、3日以内に、申請書の写しを当該市町村長等に送付するとともに、他方当事者である認定電気通信事業者又は土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について裁定申請があった場合は、行政財産等の管理者等を含む。）に裁定の申請があった旨の通知を行う（事業法第130条第1項（事業法第138条第4項で準用。）。）。

市町村長等は、総務大臣から申請書の写しを受け取ったときは、3日以内にその旨を公告し、公告の日から1週間、送付された写しを公衆の縦覧に供する（事業法第138条第4項で準用する事業法第130条第2項）。

また、市町村長等は、公告をしたときは、公告をした日を総務大臣に報告する（事業法第130条第3項（事業法第138条第4項で準用。）。）。

土地等の所有者・使用者（行政財産等に定着する工作物について裁定申請があった場合は行政財産等の管理者等を含む。）その他利害関係人は、上記公告の日から10日以内に、総務大臣に意見書を提出することができる（事業法第131条（事業法第138条第4項で準用。）。）。

ウ 委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について、委員会に諮問しなければならない（事業法第160条第1号）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。）。）の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

エ 総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は、認定電気通信事業者が、土地等の所有者・使用者が請求した線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきか否かについて裁定を行う（事業法第132条第1項（事業法第138条第4項で準用。）。）。

措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期を定めなければならない。また、措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者・使用者が負担すべき旨を決定することがある（その場合には、負担額、支払の時期・方法を決定する。）（事業法第138条第5項及び第6項）。

総務大臣は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を認定電気通信事業者及び土地等の所有者・使用者に通知し、公告する（事業法第132条第5項（事業法第138条第4項で準用。))。

この処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求をすることができる。

ただし、上記裁定のうち費用の負担の額については、当事者間の利害に関わる争いが中心であって、行政機関を訴訟に参加させる必要性が必ずしも大きくなく、むしろ当事者間で全面的かつ最終的な解決を図ることが妥当であるため、その額に不服のある者は、その裁定があったことを知った日から6月以内に、他の当事者を被告とした訴え（当事者訴訟）をもってその額の増減を請求することとしている（事業法第35条第8項及び第9項（事業法第138条第8項で準用。))。

また、上記の趣旨から、行政内部で判断するよりも裁判所の判断に委ねることが合理的であるため、上記裁定についての審査請求においては、費用の負担の額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができないとしている（事業法第35条第10項（事業法第138条第8項で準用。))。

6 電気通信事業者に対する業務改善命令等

(1) 趣旨

基礎的電気通信役務等の料金等の提供条件、第一種指定電気通信設備等に関する接続料・接続条件等については、届出や認可の対象とされているが、その適正性を担保するため、その内容に問題があるときは、総務大臣が変更の命令・勧告ができる。

また、総務大臣は、電気通信事業者等の業務の方法等が不適切で、利用者の利益や公共の利益が阻害されていると認めるときは業務の方法の改善等を、法令に違反する行為があると認めるときは当該行為の停止・変更、業務の方法の改善等を、電気通信事業者等に対し、命ずることができる。

これらの命令等を発動する場面は、その多くが電気通信事業者間の紛争に端を発するものであることから、電気通信事業者間の紛争のあっせん・仲裁及び裁定等に係る審議を通じて専門的知識の蓄積を踏まえた公正で適切かつ整合性のとれた判断を可能とするため、委員会がこれらの事後的処分に係る諮問を受けることとされている。

(2) 委員会に諮問がなされる命令等

事業法第160条第2号に掲げる次の①から⑩までの命令等については、総務大臣は委員会に諮問しなければならない。

- ① 届出契約約款変更命令（事業法第19条第2項及び第20条第3項）
- ② 特定電気通信役務の料金変更命令（事業法第21条第4項）
- ③ 業務改善命令（事業法第29条第1項¹³）
- ④ 禁止行為停止・変更（措置）命令（事業法第30条第5項及び第31条第4項）
- ⑤ 接続約款変更認可申請命令（事業法第33条第6項）
- ⑥ 接続約款変更命令（事業法第33条第8項及び第34条第3項）
- ⑦ 網機能計画変更勧告（事業法第36条第3項）
- ⑧ 特定卸電気通信役務に係る情報提示義務に違反した場合の当該役務を提供する電気通信事業者への業務改善命令（事業法第38条の2第4項）
- ⑨ 特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者への業務改善命令（事業法第39条の3第2項）
- ⑩ 電気通信設備統括管理者の解任命令（事業法第44条の5）

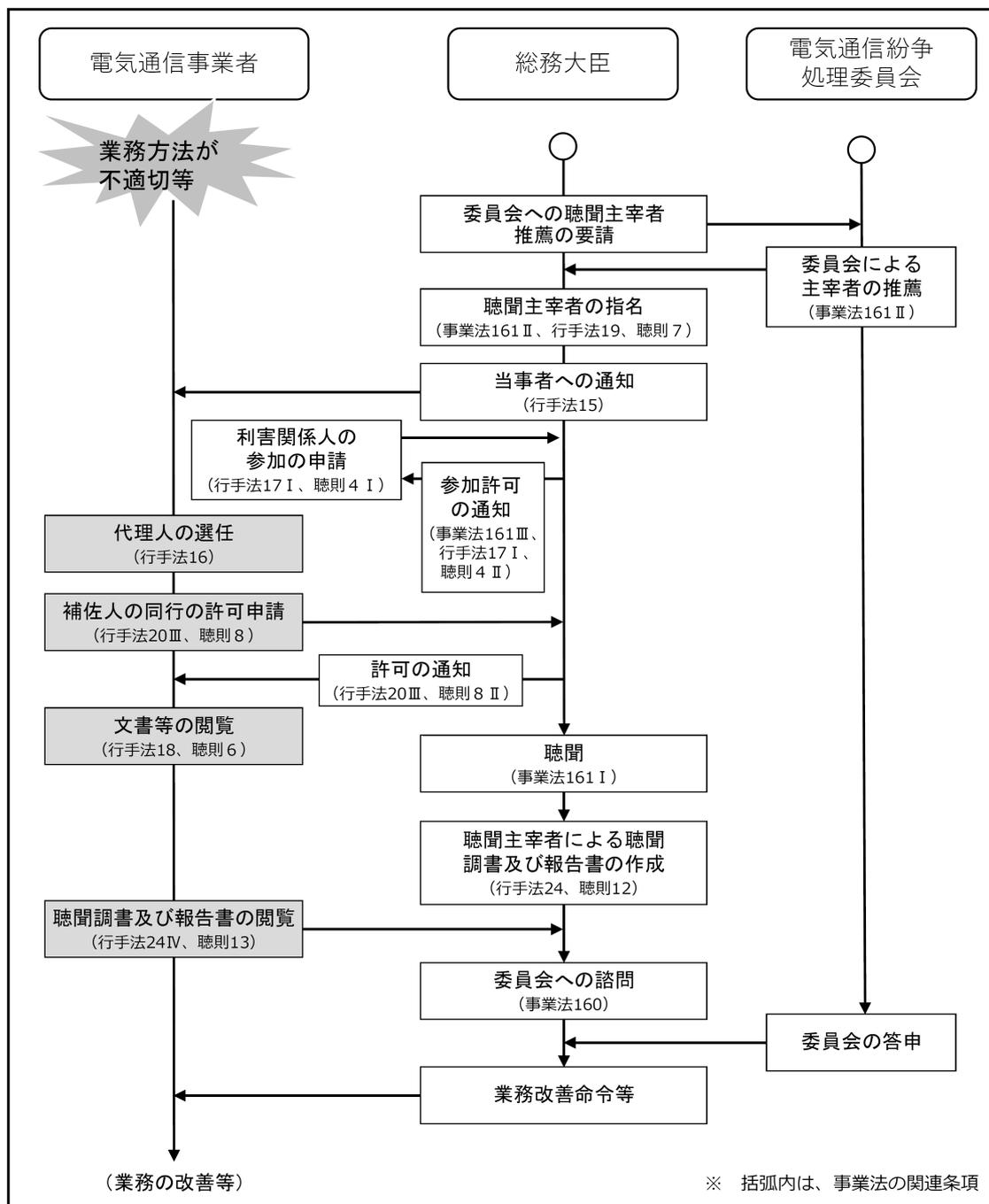
¹³ 事業法第29条第2項に基づく業務改善命令に当たって、委員会に諮問はされない。

⑪ 認定電気通信事業者への業務改善命令（事業法第121条第2項）

(3) 手続

電気通信事業者に対する業務改善命令等の手続の概要は、図表34のとおりである。

図表34 電気通信事業者に対する業務改善命令等の手続の概要



ア 総務大臣による聴聞

総務大臣は、(2)の命令等をしようとするときは、第2章第1節1(3)イで述べた協議命令の場合と同様の聴聞の手続をとる(行手法第13条又は事業法第161条)。

これらの命令等については、利害関係者からの意見申出(後述<参考>)を端緒とする場合のほか、総務大臣の職権により行われる場合もある。

イ 委員会の審議・答申

総務大臣は、(2)の命令等について委員会に諮問しなければならない(事業法第160条)。

委員会は、審議(必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う(運営規程第11条。))の上、諮問された措置について総務大臣に答申を行う。

ウ 総務大臣の業務改善命令等

委員会の答申を受けた総務大臣は、必要な命令等を行う。

この処分に対して不服があるときは、一般に、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求をすることができる。

<参考> 総務大臣に対する意見申出制度

(1) 趣旨

総務大臣に対する意見申出制度は、電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「電気通信事業者等」という。)のサービス等に関して苦情その他の意見がある者が、これを総務大臣に申し出て処理を求めることで、問題解決を目指す制度である。

一般の利用者だけでなく、電気通信事業者も他の電気通信事業者の役務提供条件等に関して意見の申出をすることができるため、電気通信事業者間で紛争が生じた場合の紛争解決手段として、この制度を活用することが有用と考えら

れる。

なお、意見申出制度の運用方針について、平成19年12月21日に「電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン」が策定され、申出者の秘密保護に合理的な根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入している。

(2) 対象となる事項

次の事項に関し苦情その他の意見のある者は、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第172条第1項）。

- ① 電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件
- ② 電気通信事業者等の業務の方法

(3) 手続

ア 申出

(ア) 意見申出書の提出

意見の申出をしようとする者は、意見申出書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（事業法施行規則第64条の2及び様式第52）。

なお、意見申出書の様式は図表35のとおりである。

(イ) 意見申出の窓口

意見の申出は総務大臣に対して行うものであるが、具体的な意見申出書の提出先は、各総合通信局等の申出受付窓口（総合通信局については情報通信部電気通信事業課、沖縄総合通信事務所については情報通信課電気通信事業担当）又は総務省総合通信基盤局総務課（申出をする者が電気通信事業者である場合）若しくは総務省総合通信基盤局料金サービス課消費者契約適正化推進室（申出をする者が電気通信事業者でない場合）となっている。

図表 3 5 意見申出書

様式第52(第64条の2関係)

意見申出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)

連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

電気通信事業法第172条の規定により、次のとおり意見の申出をします。

項 目	内 容
申出対象の電気通信事業者等 の氏名又は名称及び住所	
申出の内容	
申出の理由	
その他参考となるべき事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

イ 処理

(ア) 是正の措置

総務大臣は、意見の申出があったときには、これを誠実に処理する（事業法第172条第2項）。

総務大臣は、意見の申出に係る事項について、意見の申出のあった日から、速やかに処理を終了するよう努める。

処理に当たっては、必要に応じ、事業法に基づき、電気通信事業登録取消、契約約款変更命令、業務改善命令等の措置を行ったり、また、行政指導を行うなどの手続をとる。

不利益処分を行う場合には、第2章第1節1（3）イで述べた協議命令の場合と同様の聴聞の手続がとられる（事業法第161条）ほか、第2章第1節6（2）の命令等を行う場合には、委員会に諮問がなされる（事業法第160条第2号）。

電気通信事業登録取消、契約約款変更命令、業務改善命令等が行われる場合として想定される行為については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（令和2年7月4日）において例示が行われている。

(イ) 公正取引委員会への連絡

以上のほか、意見の申出に係る事案に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）上問題となる可能性があると判断した場合には、総務省は、申出者の希望を踏まえ、公正取引委員会に連絡する（「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」IV）。

(ウ) 結果の公表

総務大臣は、意見の申出の処理を終了したときは、その結果を、申出をした者に通知する（事業法第172条第2項）。

第2節 放送法関係

1 地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

(1) 趣旨

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定制度は、ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間で、地上基幹放送の再放送の同意について、協議が不能又は不調の場合において、ケーブルテレビ事業者等から申請があったときに、総務大臣がこれを裁定し、その定めるところに従い、当事者間に協議が調ったものとみなす制度である。

(2) 対象となる場合

地上基幹放送の再放送の同意に関する総務大臣の裁定は、ケーブルテレビ事業者等が基幹放送事業者の地上基幹放送を受信してする再放送に係る当該基幹放送事業者の同意について、次のいずれかの場合に、ケーブルテレビ事業者等が申請することができる（放送法第144条第1項）。

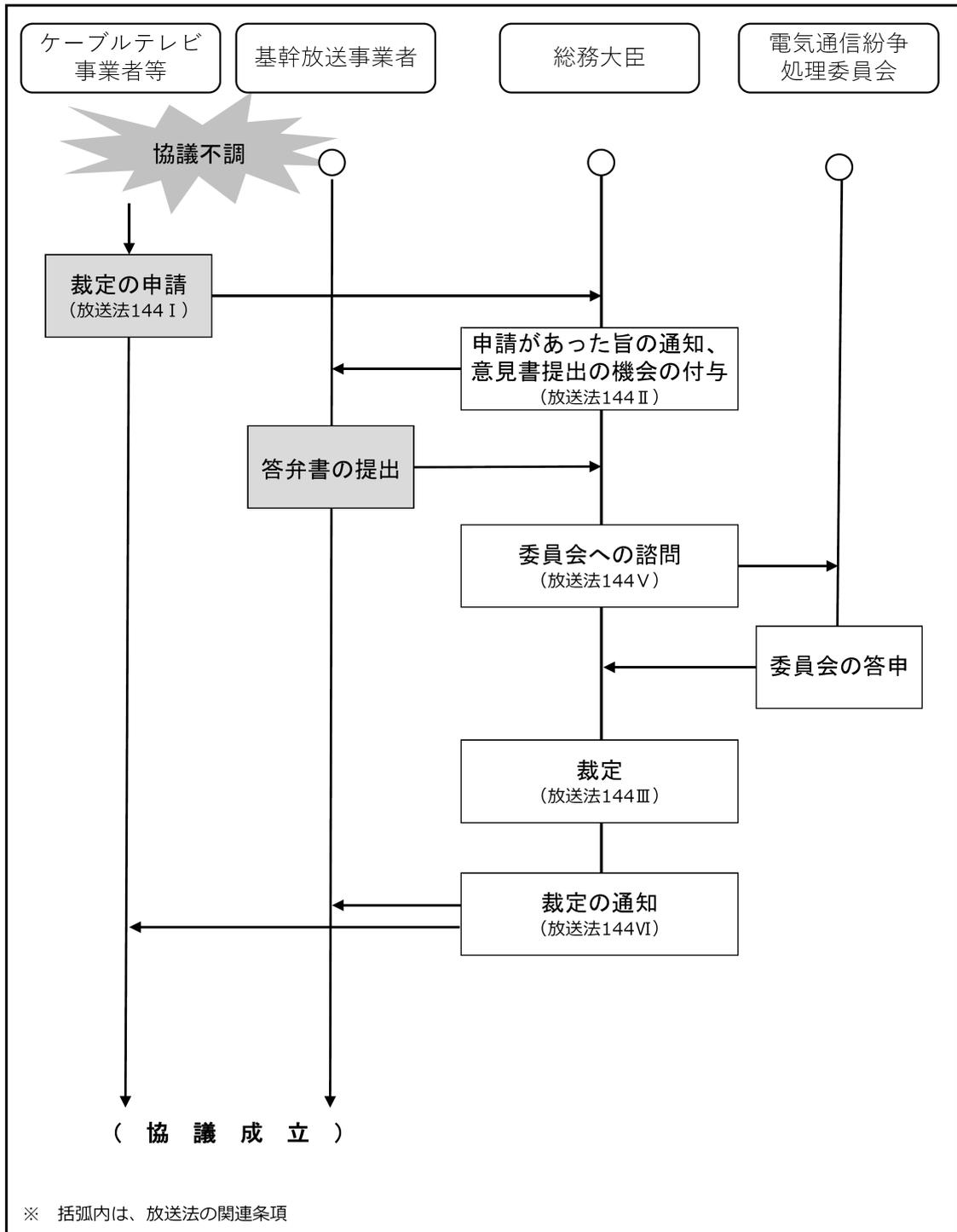
- ① ケーブルテレビ事業者等が協議を申し入れたにもかかわらず、基幹放送事業者がその協議に応じないとき。
- ② 協議は開始したものの協議が調わないとき。

ただし、当事者が委員会に対して仲裁の申請をした後は、申請することができない（放送法第144条第1項ただし書）。

(3) 手続

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の手続の概要は、図表36のとおりである。

図表 3 6 地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定の手続の概要



ア 申請

(ア) 申請書の提出

裁定を申請しようとするケーブルテレビ事業者等は、申請書に必要事項を記載して、これを提出しなければならない（放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第166条及び別表第51号）。

なお、申請書の様式は図表37のとおりである。

(イ) 申請の窓口

総務大臣に対する裁定の申請は、申請しようとするケーブルテレビ事業者等が行おうとする再放送の業務区域（当該区域が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域にわたるときは、そのいずれか一の管轄区域）を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うこととされている（放送法施行規則第216条第1項第1号）。

具体的な申請書の提出先は、総合通信局については有線放送課（有線放送課がない総合通信局にあっては放送課）、沖縄総合通信事務所については情報通信課放送担当となっている。

図表 3 7 地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定申請書

別表第五十一号(第166条関係)	裁定申請書	年 月 日
総務大臣 殿	郵便番号 住所 (ふりがな) 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
再放送同意について協議が ^{注1} 不調のため、放送法第144条第1項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。		
記		
1 申請に係る基幹放送事業者の氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所		
2 申請に係る再放送の概要		
(1) 再放送しようとするテレビジョン放送		
(2) 再放送を行おうとする区域		
(3) 再放送の実施の方法		
(4) 申請者が希望する再放送の開始期日		
3 協議の経過		
4 その他参考となる事項		
注1 不要の文字は、抹消すること。		
注2 「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「(何)社(何)テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送を行おうとする区域」は「(何)県(何)市」、「(何)県(何)郡(何)町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合にあつてはその具体的方法を記載すること。		
注3 「協議の経過」については、申請に至るまでの経過の説明のほか、協議が調わない場合には申請に係る放送事業者との意見の対立点を、また、協議をすることができない場合にはその事情を具体的に明らかにすること。		
注4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。		
注5 該当箇所に全部を記載することができない場合は、その箇所に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。		

イ 基幹放送事業者への通知及び意見書の提出

総務大臣は、裁定の申請を受理したときは、他方当事者となる基幹放送事業者に裁定の申請があった旨の通知を行う。通知を受けた基幹放送事業者は、総務大臣の指定した期間内に、ケーブルテレビ事業者等が裁定を求めている再放送について同意をしない理由等を記載した意見書（様式適宜）を提出することができる（放送法第144条第2項）。

なお、基幹放送事業者の意見書は、基幹放送事業者の放送対象地域を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して提出することとされている（放送法施行規則第216条第1項第2号）。

具体的な申請書の提出先は、総合通信局については有線放送課（有線放送課がない総合通信局にあつては放送課）、沖縄総合通信事務所については情報通信課放送担当となっている。

ウ 委員会の審議と答申

総務大臣は、裁定について委員会に諮問しなければならない（放送法第144条第5項）。

委員会は、審議（必要と認めるときは、利害関係者その他の参考人から意見の聴取を行う（運営規程第11条。））の上、裁定について総務大臣に答申を行う。

エ 総務大臣の裁定

委員会の答申を受けた総務大臣は裁定を行う。総務大臣は、基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする（放送法第144条第3項）。

同意をすべき旨の裁定においては、申請をした者が再放送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなければならない（放送法第144条第4項）。

総務大臣は、裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知する（放送法第144条第6項）。

一般的に行政庁の処分に対して不服があるときは、行政事件訴訟法第3条に規定する抗告訴訟の提起及び行政不服審査法第2条の規定による審査請求をすることができるが、放送法又はこれに基づく命令の規定による総

務大臣の処分については、極めて専門性技術性を有すること等から、電波法に関する審査請求及び訴訟の制度に準じた扱いとなっている（電波法第83条から第99条まで（放送法第180条で準用。))。

このため、この処分について行政不服審査法第2条の規定により審査請求をした場合、電波監理審議会に付議される。

また、この処分については、通常の行政処分と異なり、当該審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しを求める訴訟を提起することができ、その訴訟の中で原処分の違法自体についても主張することができる（電波法第96条の2（放送法第180条で準用。))。